

(別紙2)

Q & A 集

ここでは、過去に寄せられた質問や意見についてお答えします。

- 1 Q： 保険の付加価値を高めるような特約の付帯等が認められない（評価対象とならない）のはなぜか。
A： 県において必要とする補償内容是对人賠償無制限及び対物賠償無制限であり、当該補償内容及び個別車両のデータに基づいて自動的に付されることとなる特約以外の特約については、付帯を認めていません。
これは、各社がそれぞれ別々の特約等を付したうえで保険料を算出した場合に、各社個別の特約と保険料との関係等を含めた複雑な評価が必要となり、県として客観的かつ合理的な評価を行うことができない可能性が高いことによるものです。
県では、今後も引き続き、一定の条件の下で算出された保険料及び企業の外形的要素に基づき、契約の相手方を選定したいと考えています。
- 2 Q： 保険対象車両の管理に関するデータベースシステムの提供等について提案したいが、評価対象としてもらえないか。
A： 保険契約は1年毎の更新であり、仮に何らかのシステムを導入した場合、契約会社の変更があれば、県が当該システムを使用することができなくなる恐れがあります。
また、引き続きシステムを使用することができる場合にあっては、更新等の際、県に費用や労力が発生することも想定されます。
このため、県では、今後も引き続き、独自の方法により車両管理を行っていきたいと考えています。
- 3 Q： 車両の型式コードから車種等を特定できないのだが、車種等を教えてほしい。
A： 仮に車種等が不明な場合にあっては、独自の判断で保険料を算出してください。